

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 本特記仕様書は、令和8年度 防衛施設周辺整備統合事業 日向新富駅東公園整備工事（当初）に適用する。

第2条 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通特記仕様書」によるものとする。

第3条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書のほか、各項によるものとする。

- 1 土木工事共通仕様書 令和2年4月（令和7年4月改定）
- 2 土木工事施工管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
- 3 出来形管理基準及び規格値 平成22年7月（令和7年4月改定）
- 4 品質管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
- 5 写真管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
- 6 土木工事施工管理の統一事項 平成22年7月（令和7年4月改定）

※ 土木工事共通仕様書等は、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設技術情報（土木工事共通仕様書等））に掲載している。

第4条 契約数量・規格等（単価抜設計書）

本工事の施工にあたっての数量・規格等は、単価抜設計書のうち工事目的物にかかる名称・規格、数量（単位）によるものとする。ただし、以下を除く。

- 1 任意の仮設及び施工方法にかかるもの
- 2 目的物の施工に伴う作業土工（施工管理の対象とならない土工）
- 3 施工機械の機種・規格
- 4 本特記仕様書第1章第10条による工事材料の名称

第5条 週休2日促進工事試行

本工事は、週休2日促進工事の試行対象であり、詳細については、「週休2日工事試行実施要領【一般土木・上水道・農業土木・森林整備保全事業】」（令和8年4月新富町定め）」に基づき行う。試行要領は、新富町ホームページから入手できる。

<https://www.town.shintomi.lg.jp/soshiki/zeisei/gyomu/5/gijutukijun/2751.html>

第2章 施工条件

第6条 施工条件の明示

本工事の施工にあたっての施工条件を以下に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

工程関係

- ・ 準備期間 40日間を見込んでいる。
- ・ 後片付け期間 10日間を見込んでいる。
- ・ 雨休率 0.75
(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数)
- ・ 本工事の工期は、雨天・休日等(土・日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇)の作業不可能日数として91日を見込んでいる。
- ・ 本工事は、下記発注工事と密接な関係があるため、工程等十分な調整が必要である。
令和7年度 防衛施設周辺整備統合事業 日向新富駅東公園整備工事
令和8年度 防衛施設周辺整備統合事業 日向新富駅東公園トレ他建設(建築主体)工事
令和8年度 防衛施設周辺整備統合事業 日向新富駅東公園トレ他建設(機械整備)工事
- ・ 通常の施工時間帯で予定している。
- ・ 関係機関等との協議はすべて完了している。
- ・ 他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。

公害関係

- ・ 工事に伴う公害防止(騒音・振動・粉塵等)については、特段考慮していない。
- ・ 事業損失に係わる事前調査等は、完了している。

安全対策関係

- ・ 公共・公益施設(鉄道、ガス、電気、電話、水道等)等からの施工上の制約はない。
- ・ 所轄警察等との事前協議で特段交通誘導警備員の条件は付されていないので、計上していないが、現地交通状況により必要な場合は、監督員と協議するものとする。この場合は契約変更の対象とする。

工事用道路関係

- ・ 資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者(地元住民等)等からの制限は受けていない。

仮設備関係

- ・ 本工事で設置した仮設備については、工事目的物が完了した段階で撤去するものとする。

建設副産物関係

- ・ 本工事により発生する建設発生土は、運搬距離2.0km以下の土捨て場を想定しているが、これにより難しい場合は別途協議する。なお、受入地での整形処理を含むものとする。
- ・ 建設廃棄物は今回発生しない。

工事支障物件等

- ・ 工事区域の占用等の支障物件については、地上、地下すべて移転を完了している。

排水工(濁水処理含む)関係

- ・ 汚水処理については、特段考慮していない。

その他

- ・ 工事中資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- ・ 現場発生品及び支給品等はない。
- ・ 本工事において部分使用は予定していない。
- ・ 用水の取水については、特段考慮していない。

第3章 土 工

第7条 盛土材料

1. 盛土材料は、切土及び床掘等による発生する土を流用するものとする。また、現地仮置き土砂も盛土に流用するものとする。

第8条 盛土の施工

1. 路体

路体盛土はブルドーザ敷き均し、振動ローラ締固めを標準とし、土質毎の施工及び品質管理は次のとおりとする。

なお、これによりがたい場合は、監督職員の指示に従い施工するものとする。

- 1) 「JIS A 1210」に定める突固め試験が行えない土質の締固めは、振動ローラ(11～20t級)で5回以上を標準作業とする。
- 2) 粘性土の飽和度は、85%以上95%以下を目標とする。

第4章 構造物一般

- 第9条** 基礎床掘において、ポンプによる排水は考慮していないが排水の必要が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第10条 埋戻し

埋戻しは、土質・含水比等を考慮し、振動ローラ又はタンパ等で十分締固めをしなければならない。埋戻し材料は流用土とする。

第11条 擁壁工は、直接基礎であり153. 26KN/m²で設計している。

また、平板載荷試験（地盤工学会基準JIGS規格：1521）については1箇所を計上しているが現場状況等により箇所数の変更がある場合は監督員と協議すること。

第5章 植生工

第12条 公園植栽張芝工に使用する芝は、高麗芝と同等品以上を使用するものとする。

第6章 コンクリート工

第13条 コンクリート

コンクリートは、原則としてJIS A5308-2009による生コンクリートとし、使用区分は下記のとおりとする。また、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。ただし、均しコンクリート等を除くものとする。なお、塩害対策等別に定めがある場合は、それによるものとする。

設計基準強度	生コン呼び強度	粗骨材の最大寸法	スランプ	セメントの種類	適用工種
24N/mm ²	24N/mm ²	20(25)mm	8cm±2.5cm	高炉(B)以上	グラウンド・コート施設整備工
21N/mm ²	21N/mm ²	20(25)mm	12cm±2.5cm	高炉(B)以上	グラウンド・コート施設整備工
21N/mm ²	21N/mm ²	40mm	8cm±2.5cm	高炉(B)以上	サービス施設整備工
18N/mm ²	18N/mm ²	25(20)mm	8cm±2.5cm	高炉(B)以上	雨水排水設備工
18N/mm ²	18N/mm ²	40mm	8cm±2.5cm	高炉(B)以上	電気設備工 サービス施設整備工 管理施設整備工 グラウンド・コート施設整備工

- 第14条** 1. 生コン工場は原則としてJISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき、国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格を持つ技術者が在籍するとともに、コンクリートの製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間を考慮して選定しなければならない。
2. 品質検査(JIS A5308,10に示す検査)は受注業者が直接行うよう努めなければならない。やむを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合でも受注業者が立会し確認しなければならない。
3. 品質管理は、施工管理基準によるほか、材令7日又は3日の圧縮強度試験を行い強度上疑義がある場合は、当該レディーミクストコンクリートの使用を中止することがある。ただし、重要構造物

以外で少量の場合は当該試験を省略することができる。

第15条 コンクリートの塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策については、「土木工事施工管理の手引き」によるものとする。

第7章 鉄筋工

第16条 本工事に使用する鉄筋は、すべて異形棒鋼(JIS G 3112)とし、適用工種は下記のとおりとする。

鉄筋の種類	適用工種
SD345	サービス施設整備工、グラウンド・コート施設整備工

第8章 路盤工

第17条 路盤工に使用する材料は、下記のとおりとする。

種類	最大粒径	修正CBR	PI	備考
下層路盤	40mm以下	20%以上(30%以上)	6以下	園路広場整備工

注)アスファルトコンクリート再生骨材を含む材料を用いる場合は、()内の数値を適用する。

第9章 舗装工

第18条 混合物の種類は下記のとおりとし、配合設計は土木工事共通仕様書第3編3-2-6-3第21項によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

種類	再生密粒度	再生密粒度
用途	アスファルト舗装工	アスファルト舗装工
	(駐車場部)	(園路部)
最大粒径	20mm	13mm
突固め回数	50回	50回
アスファルトの種類	再生アスファルト	再生アスファルト
粗骨材の種類	砕石	砕石

第18条 プライムコート及びタックコートの材料及び散布量は、下記を標準とする。
プライムコート(PK-3) 1.2L/m²

第10章 管理施設整備工

第19条 ガードパイプは、Gp-C-2B・Gp-C-2Eを使用するものとする。色については監督員と協議するものとする。

第20条 区画線は、溶融ライン式とし「区画線設置工事共通仕様書」(平成22年7月版)によるものとする。

第11章 電線管路工

第21条 通信管の配管については別途配管図のように計画しているが、施工の際は監督員と協議するものとする。また、配管位置・規格等の変更が生じた場合は監督員と協議するものとする。

第22条 管路の種類は、下記を標準とする。

名称	管路材	径
電線管	波付硬質合成樹脂管(FEP)	呼径30mm・40mm

第23条 管路の配管にあたっては、入線時に支障とならないように、直線性、凸凹に十分配慮するものとする。

第24条 管路敷設後の試験

管路埋設後に監督員の指示に従い、下記に示すマンドレル又はテストケーブルを使用し通過試験を行い、監督員の確認を受けるものとする。試験の結果不合格の場合は必ず手直しを行うものとする。また、試験と同時に管路内清掃も行うものとする。

1. マンドレルは直線管路の通過試験に使用する木の棒で、両端に引通し線が取り付けられる構造で、材質は容易に摩耗されない堅材とする。
2. テストケーブルは短区間の配管で、マンドレルによる通過試験が不能の場合に使用するもので、管内径に適合するケーブルを使用し引通し試験を行うものとする。これに使用するケーブルは外皮にキズが少ないものを用い、管内部のキズを発見できるものでなければならない。

第25条 埋設標識シート

電線配管理設箇所については、埋設標識シートを敷設するものとする。埋設標識シートは、幅15cm(2倍)とする。

第12章 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

第26条 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

受注者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を実施し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

①施工計画書への記載

1)建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。

2)現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。

3)禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

②点検・教育の実施

1)施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。

2)新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

③監督員への報告

1)点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督員へ報告すること。